

○座間市中小企業等緊急支援給付金給付要綱

(令和2年5月13日告示第61号)

改正 令和2年9月16日告示第122号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために神奈川県知事が要請した休業等及び営業時間の短縮に応じ、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされた中小企業又は個人事業主に座間市中小企業等緊急支援給付金(以下「給付金」という。)を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業又は個人事業主 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者その他法人(国、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人及び同条第9号に規定する普通法人のうち中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない者は除く。)をいう。
- (2) 協力金 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱(令和2年4月24日施行。以下「要綱」という。)の規定による神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金をいう。
- (3) 休業要請等対象施設 神奈川県知事が施設の使用停止及び催事の開催の停止要請、施設の使用停止及び催事の停止など適切な対応についての協力依頼及び営業の自粛の求め(以下「休業要請等」という。)をした要綱別表1に掲げる施設をいう。
- (4) 夜間営業時間短縮要請対象施設 神奈川県知事が営業時間短縮(酒類の提供時間の短縮を含む。)の協力を要請(以下「夜間営業時間短縮要請」という。)した要綱別表2に掲げる施設をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、神奈川県知事が休業要請等及び夜間営業時間短縮要請を実施した日以前に開業しており、営業の実態がある中小企業又は個人事業主とする。

- (1) 休業要請等対象施設又は夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業所が市内にあり、当該休業要請等対象施設又は夜間営業時間短縮要請対象施設に係る協力金の交付を受けたこと。
 - (2) 前号の協力金の交付を受けていない者(チェーンストア方式による事業形態で事業を営む者を除く。)又は休業要請等若しくは夜間営業時間短縮要請の対象とならない中小企業又は個人事業主で、市内に事業所を有し、当該事業所において令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30パーセント以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在すること。ただし、創業間もない場合等これにより難しいときは、創業した月から令和2年1月までの期間の月平均の事業収入と比較するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は、給付対象者としてしない。

- (1) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱(平成24年座間市告示第29号)に基づく競争入札参加停止及び指名停止の措置要件に該当した者
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(給付額)

第4条 給付金の給付額は、前条第1項の要件を満たす一の中小企業又は個人事業主につき、市内の一の事業所ごとに10万円とし、1回を限度とする。

(給付申請)

第5条 給付金の給付を申請しようとする給付対象者(以下「申請者」という。)は、一の事業所ごとに次の各号に掲げる要件の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する書類を令和3年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する要件を満たす者 次に掲げる書類
 - ア 座間市中小企業等緊急支援給付金給付申請書(第1号様式)
 - イ 座間市中小企業等緊急支援給付金に係る誓約書兼同意書(第2号様式)
 - ウ 開業届、営業許可証その他の事業実態が確認できる書類の写し
 - エ 市内に事業所が複数ある場合にあつては、座間市中小企業等緊急支援給付金給付対象事業所一覧表(第3号様式)
 - オ 協力金の交付を受けたことが確認できる書類の写し
 - カ 申請者が個人の場合にあつては、次に掲げる書類
 - (ア) 運転免許証その他の本人であることが確認できる書類の写し
 - (イ) 市外在住者にあつては、住民票の写し
 - キ 申請者が法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書及び役員等氏名一覧表(第4号様式)
- (2) 第3条第1項第2号に規定する要件を満たす者 次に掲げる書類
 - ア 座間市中小企業等緊急支援給付金給付申請書
 - イ 座間市中小企業等緊急支援給付金に係る誓約書兼同意書
 - ウ 開業届、営業許可書その他の事業実態が確認できる書類の写し
 - エ 市内に事業所が複数ある場合にあつては、座間市中小企業等緊急支援給付金給付対象事業所一覧表
 - オ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書又は収支内訳書の写し
 - カ 対象月の月間事業収入が分かるもの
 - キ 申請者が個人の場合にあつては、次に掲げる書類
 - (ア) 運転免許証その他の本人であることが確認できる書類の写し
 - (イ) 市外在住者にあつては、住民票の写し
 - ク 申請者が法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書及び役員等氏名一覧表
 - ケ その他市長が必要と認める書類

(令2告示123・一部改正)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、給付金の給付の可否を決定したときは、その旨を座間市中小企業等緊急支援給付金給付決定(却下)通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 前条の規定により給付金の給付が決定された者(以下「給付決定者」という。)のうち第3条第1項第1号に規定する要件に係るものは、神奈川県知事から協力金の返還を命ぜられたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(給付金の給付)

第8条 市長は、給付決定者に対して給付金を給付するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に給付した給付金の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) 第3条第1項第1号に規定する要件により給付金の給付を受けた者にあつては、協力金の交付が取消しとなったとき。

(暴力団の排除)

第10条 座間市暴力団排除条例(平成23年座間市条例第24号)第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が給付対象者に含まれる場合には、給付金の給付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 市長は、給付対象者が給付金の給付の申請を行ったとき又は給付金の給付を受けた以降に、給付対象者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、給付金の給付を受けた者が、第1項に該当すると判明したときは、給付金の返還を求めることができる。

(実施細目)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年9月16日告示第122号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

座間市中小企業等緊急支援給付金給付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

座間市中小企業等緊急支援給付金に係る誓約書兼同意書

[別紙参照]

第3号様式(第5条関係)

座間市中小企業等緊急支援給付金給付対象事業所一覧表
[別紙参照]

第4号様式(第5条関係)
役員等氏名一覧表
[別紙参照]

第5号様式(第6条関係)
座間市中小企業等緊急支援給付金給付決定(却下)通知書
[別紙参照]